

企 画 提 案 仕 様 書

1 業務名 令和7年度外来種対策事業

2 業務目的

現在、沖縄県内には、様々な外来種が侵入し、定着が確認されていることから、外来種対策の基本的な方針を定めた「沖縄県外来種対策指針」（以下「指針」という。）、県内で確認され生態系への影響を及ぼすおそれがある種や対策の優先度を定めた「沖縄県対策外来種リスト」（以下「リスト」という。）、外来種対策の具体的な取組等を定めた「沖縄県外来種対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を令和元年度までに策定し、本県の外来種対策を推進しているところである。

本業務は、行動計画の進捗状況の確認や見直しに向けた検討、外来種による生態系への影響に係る調査の実施、普及啓発等の実施等により、外来種対策を推進することを目的とする。

3 業務期間

令和7年度～令和9年度（約3年間）

ただし、令和8年度及び令和9年度の委託業務については、前年度実績をもとに判断する。また、県議会での令和8年度及び令和9年度の沖縄県当初予算の成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としており、3年間の事業を保証するものではない。

令和7年度の履行期間は、契約を締結した日から令和8年3月31日までとする。

4 業務実施地域

沖縄県内

5 業務内容

(1) 行動計画の進捗管理

行動計画を確実に推進していくため、行動計画において定めた進捗管理項目について毎年度の実施状況を確認すること。

(2) 行動計画の見直し

国の外来被害防止行動計画の見直し内容等を踏まえ、令和2年3月に策定した行動計画の見直しを行うこと。

各外来種対策事業で設置する作業部会で専門家から意見を聴取し、防除計画等の見直しに反映させること。また、重点対策種、重点予防種及び産業管理外来種の新たな対策等に係る検討も行うこと。

(3) 情報収集・情報発信

ア 沖縄県外来種情報ネットワーク構成員等からの情報収集

外来種の侵入状況について、行動計画に掲げる沖縄県外来種情報ネットワークの主要構成員等から情報収集を行う。また、新たな外来種の侵入・拡散の防止のため、必要に応じ情報提供等を行うこと。

イ リストの更新

上記アのネットワークや各調査研究等から県内外の外来種の侵入状況にかかる情報を収集・整理し、新たにリストに掲載すべき候補種を選定すること。また、リスト内でのランクの見直しが必要な種について検討すること。

また、特に影響の大きな外来種等が侵入した場合や侵入リスクがある場合は、リストの柔軟な見直しを検討すること。

(4) 普及啓発

県民の外来種問題への意識向上や、ペットや園芸植物等の適正飼養・栽培を促すため、以下のとおり、県民や関係事業者等に対し普及啓発を行うこと。

ア 県民全般

県内で開催されるイベント（環境フェア等）のブース等に2回以上出展を行い、パンフレットの配布やパネルの展示を行うこと。

イ 学校等

外来種に関するパンフレットや外来種について学ぶことができる教材等を1,000部以上配布すること。また、沖縄県の外来種問題や対策の重要性について理解を深めてもらうことを目的とした出前授業の実施を検討すること。

ウ ペットショップ・園芸ショップ等

県内のペットや園芸植物の取扱事業者、飼育・展示施設等に対し、パンフレットやチラシ等を300部以上配布し、外来種に関する普及啓発を行うこと。

エ 農林水産業従事者

農林水産業に携わる事業者に対し、パンフレットやチラシ等を300部以上配布し、外来種に関する普及啓発を行うこと。

オ 運輸関連従事者

運輸関連業に携わる事業者に対し、パンフレットやチラシ等を300部以上配布し、外来種に関する普及啓発を行うこと。

カ 外来植物利用事業者

生態系への影響が大きい外来植物の逸出防止のため、外来植物利用事業者に対して、「外来植物の適正利用方針」に基づく外来植物の適正利用を推進すること。

(5) 検討委員会の設置・運営

行動計画の各取組の推進状況の確認や見直しに向けた検討、リストの更新等を行うため、専門家を含めた検討委員会を年2回以上開催すること。なお、令和7年度の検討委員会委員は9名程度とする。

(6) 外来種生息状況調査・防除等

ア 島嶼別外来種生息状況調査

令和5年度から実施している島嶼別外来種生息状況調査について、調査未実施島嶼（水納島（多良間）、具志川島）において、陸域脊椎動物を対象に、外来種の生息状況をルートセンサス、自動撮影カメラ等により調査すること。

イ 物流拠点等における外来種侵入状況調査

外来種の侵入リスクの高い物流拠点等においてルートセンサス等により侵入監視調査を実施すること。

ウ その他調査

その他、必要に応じて、特定外来生物やリスト掲載種等の生息状況調査や希少種等への影響把握調査等を実施すること。

エ ア～ウの調査の結果、新たな侵略的外来種の侵入が確認された場合や希少種等に著しい影響を与えている外来種を確認した場合は、各種外来種対策事業と連携して対応するものとし、必要に応じて本事業において防除を実施すること。

(7) WEBサイトを活用した情報発信

ア 本事業で構築した「沖縄外来種.com」を活用し、県民や関係者に向けた外来種問題に係る理解と関心を高めるとともに、外来種への適切な対応を促進するため、外来種に関する各種情報を発信すること。また、当サイトに掲載されている以下の情報

について、本県の外来種対策状況等の反映など、定期的に情報の更新等を行うこと。

- (ア) 重点対策種及び重点予防種等の基本情報
- (イ) 重点対策種等の対策状況
- (ウ) 重点予防種のモニタリング等の状況
- (エ) 講習会や外来種駆除イベントの広報
- (オ) 外来種の侵入状況等の通報機能（写真や発見位置等がアップロード可能なもの）
- (カ) 普及啓発資料の配付
- (キ) その他必要な事項

その他、当サイトに係る管理・運営を行うこと。

（サーバー使用料、保守運営費の支払、改修作業等。）

イ 外来種に関する情報を県民に効果的に周知するため、SNS を利用した情報発信を検討すること。SNS の運用に当たっては、「沖縄県ソーシャルメディアガイドライン」を遵守するとともに、情報発信の内容について県と協議すること。

- (8) 業務に関する打ち合わせ
業務の実施に係る打ち合わせを年3回程度行うこととする。
- (9) 業務実施結果の取りまとめ
上記(1)～(8)の業務実施結果について取りまとめ、成果報告書として提出すること。
- (10) 自由提案
その他、本事業の目的を達成するために必要と思われる取組を自主提案すること。

6 成果物

成果物は、以下のとおりとする。なお、成果物は全て県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、県の承諾なく他に公表したり、貸与したりしてはならない。

- (1) 保存用報告書（A4版、カラー印刷） 2部
- (2) 公開用報告書（A4版、カラー印刷） 10部
- (3) 原稿一式（電子媒体）

格納媒体は、CD-RやDVD等とし、以下の扱いによるものとする。

なお、成果物等には業務年度及び事業名称を格納ケース及び格納媒体に必ずラベルにより付記すること。

ア OSはMicrosoft社Windows10形式で表示可能とすること。

イ 格納する成果物は、以下のソフトで作成されたものとする。

- (ア) 文字は、ワープロソフト（Microsoft社Word2008以上）で作成されたものとする。
- (イ) 計算表は、表計算ソフト（Microsoft社Excel2008以上）で作成されたものとする。
- (ウ) 画像については、BMP形式又はJPEG形式とすること。
- (エ) GISは、Arc View 10.2（Environmental Systems Research Institute社）を用いるものとする。

ウ 上記イの原稿一式に加え、以下も成果物として加えること。

- (ア) PDFファイル形式としたもの。
- (イ) 写真やイラスト等の画像部分を、GIFやJPEG等のファイル形式としてまとめたもの。
- (ウ) 業務実施に伴って得た写真、動画、位置情報をファイル形式としてまとめたもの。

エ 成果報告書を取りまとめる際には、事前に内容について担当職員と協議すること。

また、保存用報告書及び公開用報告書については、必要に応じて捕獲個体の写真及び捕獲場所の位置情報（Excelデータでの一覧表等）を掲載すること。

7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い当区別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

(ア) 契約金額の 50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

(ウ) 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

(ア) 資料の収集・整理

(イ) 複写・印刷・製本

(ウ) 原稿・データの入力及び集計

9 留意事項（業務実施に必要な事項）

- (1) 土地への立ち入り等、捕獲等実施に関して必要な調整・手続きを行うものとする。
- (2) 管理技術者は沖縄に常駐し、野生動植物に関する生態学分野等において大学院を修了した者、もしくは、グリーンアノール等の外来の爬虫類の防除やツルヒヨドリ等の外来植物の防除事業に技術者として従事した実績（3 年以上）を有する者を 1 名以上配置すること。
- (3) 事業実施にあたって、備品（10 万円以上の物品）及び 1 万円以上の図書を購入する場合は、事前に担当職員と協議するものとする。また、納品日から 10 日以内に、県に購入報告を行うものとする。
- (4) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。
- (7) 企画提案書は、審査会で採択された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。

10 その他

- (1) 経費の積算において、一般管理費は、
（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10／100）以内とする。

- (2) 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者
に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注
（請負契約）に必要な経費も対象とする。
- (3) 請負者独自の規定又は業種特有の理由等により上記(1)で定める一般管理費での受注が
困難である場合には、協議書等を県へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた
一般管理費率による積算を行うことができる。